

住居確保給付金対象者チェックリスト

✓欄

ア	離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者である				<input type="checkbox"/>					
イ	離職期間・減収の状況要件				<input type="checkbox"/>					
	離職等	申請日において離職等の日から2年以内であること								
	減収	本人の責によらない事由により離職又は廃業の場合と同程度の状況であること								
ウ	生計維持要件				<input type="checkbox"/>					
	離職等	離職等の日において世帯の主たる生計維持者であった								
	減収	申請日の属する月において世帯の主たる生計維持者である								
エ	収入要件 申請日の属する月における世帯全員の収入合計額が基準以下であるか				<input type="checkbox"/>					
	単身世帯	84,000円+家賃額（上限53,700円）								
	2人世帯	130,000円+家賃額（上限64,000円）								
	3人世帯	172,000円+家賃額（上限69,800円）								
	4人世帯	214,000円+家賃額（上限69,800円）								
	5人世帯	255,000円+家賃額（上限69,800円）								
※就労収入のほか、失業手当・児童扶養手当・年金等の公的給付も含めてください。 <b style="color: red;">なお以下の基準額を超えた収入がある場合は家賃全額ではなく家賃の一部支給となります。										
	単身世帯	84,000円	2人世帯	130,000円	3人世帯	172,000円	4人世帯	214,000円	5人世帯	255,000円
オ	資産要件 申請日の属する月における世帯全員の所有する金融資産の合計額が基準以下であるか				<input type="checkbox"/>					
	単身世帯	504,000円	2人世帯	780,000円		3人世帯以上	1,000,000円			
※負債がある場合でも金融資産との相殺はしません										
カ	求職活動要件				<input type="checkbox"/>					
	誠実かつ熱心に求職活動を行うこと									
※支給決定後は毎月1回活動状況の報告が必要となります										
キ	併給不可の給付等に関する要件				<input type="checkbox"/>					
	職業訓練受講給付金または自治体を実施する類似の貸付または給付等を受けていないこと									
ク	世帯員全員が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員ではないこと				<input type="checkbox"/>					

【参考】生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

第27条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す。

ただし刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。